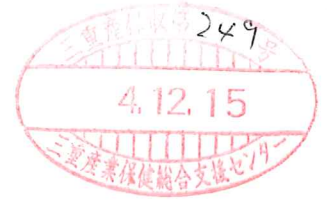




三労発基1212第2号
令和4年12月12日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度
の測定の方法等の適用等について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年5月に公布された労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく新たな化学物質管理が定められ、その一環として、作業場所が第三管理区分と区分された場合の規制が強化されました。

別添1のとおり空気中の有機溶剤等の濃度測定、呼吸用保護具の使用や呼吸用保護具の適切な使用状況の確認方法（フィットテスト）などを定めた「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）」について、令和4年11月30日に告示され、別添2の施行通達に基づき、令和6年4月1日から適用することとなりました。

つきましては、告示の制定の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、職場における化学物質対策につきまして、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご参照・周知いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ関連情報掲載URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei03.html

